

令和6年度いわて若者アイデア実現補助募集要項

岩手県では、震災復興や地域づくりなどに関して、若者のグループ自らが地域の課題解決や地域の元気創出に資する事業を実施することへの支援を目的として、若者グループの独創的、先進的な事業の企画提案を次のとおり募集します。

1 本事業の概要

- (1) 事業名
令和6年度いわて若者アイデア実現補助
- (2) 実施期間
交付決定日から令和7年2月28日
※ 本事業は、若者構想実現事業費補助金交付要綱の規定により補助を行うものです。

2 応募団体の資格

応募に当たっては以下の要件を満たす若者グループ（以下「団体」という。）とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 岩手県内に住民票を有する、又は岩手県出身の18歳以上40歳未満の者（以下「若者」という。）2名以上で構成する団体であること。
- (2) 団体の構成員の過半数が若者であること。また、構成員に20歳以上の者が1名以上含まれていること。
- (3) 組織の運営に関する規則（定款、規則、会則等）及び構成員の名簿を有していること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対する団体でないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団、その構成員（かつて構成員だった者を含む。）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。
- (7) 団体の役員が、次に該当しないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁固以上の刑に処され、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - エ 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - オ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者

3 募集する企画提案の内容

(1) 次のいずれかのテーマに該当する事業であること

ア 震災復興分野

東日本大震災津波により被災した岩手県沿岸 12 市町村における課題の解決又は新たなまちづくりなど本格的な復興につながる事業

※沿岸被災地：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市とする。

(上記以外の市町村での活動については、地域づくり一般分野に応募すること。)

イ 地域づくり一般分野

地域の課題の解決又は地域の元気創出など、地域や岩手県全体の活性化につながる事業であって、次のいずれかのテーマに該当する事業

- ① 若者間の交流
- ② 女性の活躍
- ③ 世代間の交流
- ④ 地域経済の活性化
- ⑤ 地域コミュニティの活性化
- ⑥ 岩手県への定住・交流の促進
- ⑦ 文化・伝統の継承
- ⑧ その他地域づくり一般

上記ア又はイのテーマのうち、どちらかひとつを選択し提案してください。また、地域づくり一般分野を選択した場合は、上記イ①から⑧の個別テーマも選択してください（複数選択可）。なお、応募は1団体につき1提案までとします。

(2) 以下の要件を満たす事業であること。

- ① 若者ならではの独創性、先進性のある自発的な企画による事業であること。
- ② 地域の課題解決や地域の元気創出に相当の効果があること。
- ③ 将来に向けた事業展開が期待できること。
- ④ 次に該当する事業は応募できないこと。

ア 営利を主目的とする事業

イ 事業実施団体や特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

ウ 政治、宗教に関わる事業

エ 従来から行われている事業をそのまま実施する事業

オ 国や県、市町村等の他の事業により補助若しくは委託を受けている、又は受ける見込みの事業

(3) カフェマスター等による伴走支援について

採択団体には、企画提案する事業の効果の向上、継続及び自立等を目的として、いわて若者カフェのカフェマスター等からの支援を受けていただきます。

支援者選定の参考とするため、企画提案書中「7 支援者」の欄に希望する支援内容を記載してください。

① 支援の例

- ・ 事業の継続や今後のアプローチに係る助言
- ・ 資金繰りに係る助言
- ・ イベント等の企画・実施に関する助言
- ・ 広報、周知に関する助言

② いわて若者カフェのカフェマスターについて

後日、県ホームページ等でお知らせします。

4 採択予定件数

5件

5 補助金額

定額

ただし、30万円を上限とします。事業実施に要する以下の経費が補助対象となります。

区 分	内 容	
① 人件費	事業に従事したグループ構成員の給料手当、社会保険料及び臨時職員（アルバイト）の賃金	補助対象とできる額は補助総額の3割以内 <u>(※補助金30万円の場合9万円以内)</u>
② 謝金	外部講師やコンサルタント等に係る謝金	<u>一人当たり10万円以内</u>
③ 旅費	グループ構成員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費	
④ 印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費	
⑤ 消耗品・材料購入費	材料・消耗品（単価3万円未満の物品）等の購入費	
⑥ 通信運搬費	電話代、郵送料、振込手数料等	
⑦ 委託料	専門機関への調査委託等	当該経費の支出が事業の趣旨に合致し、委託が真に必要不可欠である場合に限る。
⑧ 保険料	ボランティア保険等	
⑨ 使用料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料	
⑩ その他	その他知事が必要と認める経費	食糧費は原則として認めない。

6 応募手続

- (1) 担当部署
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県環境生活部 若者女性協働推進室
電話：019(629)5337 電子メール：AC0006@pref.iwate.jp
- (2) 募集期間
令和6年4月19日(金)から令和6年5月31日(金)17時まで
- (3) 募集要項等に関する質問締切
令和6年5月17日(金)17時まで
- (4) 提出先
上記(1)の担当課
- (5) 提出方法
持参又は郵送。なお、郵送の場合は、特定記録郵便又はレターパックとしてください。
- (6) 提出書類
次の書類を5部作成し、提出してください。(提出書類等はA4片面に統一)
ア 企画提案書
イ 事業計画書(様式第2号)
ウ 収支予算書(様式第3号)
エ 添付書類
 (ア) 団体の定款・規約・会則等
 (イ) 最新の構成員名簿
 (ウ) その他参考となる資料(団体の紹介)※A4版3枚まで
- (7) その他
ア 提出された書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。また、返却はしません。
イ 応募に係る経費はすべて応募者の負担となります。
ウ 提出された書類は採択団体の審査作業以外には使用しません。
エ 提出された書類の記載内容を確認するため、提案者等に問い合わせをすることがあります。
オ 提出された書類に虚偽の記載がある場合は、失格とします。
カ カフェマスター等による伴走支援に関する説明会・相談会を令和6年5月に実施する予定です。詳細が決まり次第県ホームページ等でお知らせいたします。
キ 本件に関する質問は、来庁、電話、メール又はFAX(様式任意)により令和6年5月17日(金)までに提出してください。来庁される場合は、必ず事前に電話連絡のうえ、日時を調整してください。なお、受け付けた質問については、質問者に対して回答するとともに、令和6年5月24日(金)までに順次岩手県公式ホームページに掲載します。

7 審査方法

- (1) 企画提案の審査
提出された企画提案は、「いわて若者アイデア実現補助事業等審査委員会」において審査を行います。

(2) 審査基準

震災復興分野	地域づくり一般分野
① 震災復興のテーマへの事業内容の合致 事業内容はテーマに合致した内容となっているか。	① 事業の必要性 事業内容は地域課題を解決し、又は地域の元気を創出する内容となっているか。
② 若者ならではの独創性・先進性 事業の内容、手法等には、若者ならではの独創性や先進性があるか。	同左
③ 事業の実現可能性 計画を実現できるだけの体制があるか。提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。	同左
④ 事業の計画性（継続性・発展性） 今後も自主的に継続して行われる事業であるか。また、今後発展が見込まれる事業か。	同左
⑤ 積算内容の妥当性 事業に要する費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。	同左

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、採択事業を決定後、速やかに応募団体に文書でお知らせします。
なお、採択事業について、事業名・団体名・事業概要を岩手県ホームページに公表します。
また、事業が採択となった団体については、別途、補助金交付申請書を提出していただきます。

(4) スケジュール

(現時点での予定であり、変更する可能性があります。)

項目	日程
募集要項等の公表	令和6年4月19日（金）
説明会・相談会	令和6年5月開催予定 (後日県HP等でお知らせします)
募集要項等に関する質問締切	令和6年5月17日（金）
応募書類締切	令和6年5月31日（金）
審査委員会	令和6年6月中旬
選定結果の通知・公表	令和6年6月中旬
交付申請書提出（団体→県）	令和6年6月下旬～
交付決定（県→団体）	令和6年7月上旬（予定）

8 補助金の交付決定と交付

補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により通知します。

補助の交付については、事業を完了した日から15日を経過した日または令和7年2月28日のいずれか早い日までに実績報告の提出を受け、最終的な補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

また、前金払の必要があると認められる場合は、請求があった当該月までに必要な所要額（交付決定額の9割以内）を請求することができます。補助金の前金払いを受けようとするときは、補助金前金払請求書に資金計画を添付して提出してください。

9 交付決定後の留意事項

(1) 補助事業の経理

補助事業団体は、補助事業に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を整備し、当該事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存する必要があります。

(2) 補助事業の情報発信

補助事業団体は、事業期間内にいわて若者交流ポータルサイト「Co.Nex.Us」への団体登録及び事業実施状況の掲載を3回以上行ってください。

(いわて若者交流ポータルサイト「Co.Nex.Us」 <https://iwatewakamono.net/>)

(3) 「いわて若者アイデア実現補助」の周知、広報

事業実施期間及び事業終了後、報道機関等に対する情報提供、県政広報媒体での実施事業の紹介など「いわて若者アイデア実現補助」の周知、広報に御協力いただきます。

(4) 岩手県が実施する若者活躍施策（いわて若者カフェ、若者イベント）等での事業紹介・実施状況の報告等の協力をいただきます。